

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)
午後十一時三十二分開議

出席委員

委員長代理 理事 江花 靜君

理事 青木 正君 理事 坂田 英一君

理事 船田 幸二君 理事 鈴木 義男君

飯塚 定輔君 大内 一郎君

田中 萬逸君 本多 市郎君

松本 善壽君 山口六郎次君

松岡 駒吉君 河田 賢治君

出席政府委員

運輸政務次官 關谷 勝利君

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長)

委員外の出席者

厚生 事務官 高田 洋運君

(大臣官房總務課長)

運輸 事務官 岡本 悟君

(大臣官房文書課長)

高門員 龜掛川 浩君

高門員 小關 紹夫君

三月二十四日

委員青木正君辞任につき、その補欠として鈴木明良君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鈴木明良君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

青木正君が理事に補欠当選した。

同日

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長の補欠選任

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二四号)
運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○江花委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。

本日の日程に入ります前にお諮りいたしたいことがあります。去る三月二十四日、委員青木正君が委員を辞任せられ、同日再び委員に選任せられました。つきましては、青木正君は、理事及び行政機構改革に関する小委員長、行政監督制度に関する小委員でありましたので、青木正君を理事、行政監督制度に関する小委員及び行政機構改革に関する小委員とし、同小委員長に再び選任したいと存じますが、御異議ありませんか、

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江花委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。

○江花委員長代理 それではこれより、まず厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑はありませんか。

○松本(善)委員 簡単に二、三だけしたいと思います。まず第一に検査施設について、終戦前と現在とのおお上の比較を承りたい。

○高田説明員 お答えいたします。戦前は五箇所検査所がありまして、そのほかに七箇所の強制隔離所がございまして、今日おきましては十五箇所に

なっております。なおこのうちに羽田の飛行場が入っておりますから、港としては十四箇所になるわけでございます。

○松本(善)委員 次に今回の天然痘発生に際しまして痘苗が足らぬということとを耳にしておるのでありますが、ひとり天然痘に対してばかりでなく、赤痢、チフス、コレラ、ペスト等の急性伝染病に対しまして十分な御準備がなされておるかどうか、承りたい。

○高田説明員 防疫全般の問題でございます。実はその方の関係者が参つておりませんのでお答えいたしかねますが、検査所に関する限りは、お話のように準備がととのつております。

○松本(善)委員 私といたしましては一応あとで知りたいのであります。次に今回の天然痘防疫に對しまして所要経費の概算というものであります。知りであれば承りたいのであります。つきましては今申し上げたような事情でございますが検査に關します限り、天然痘だけでなく、ほかの伝染病も含めまして約三億円の予算を準備いたしております。

○松本(善)委員 大体了承するのであります。われわれの生命に対する大きな問題として、天然痘という問題が今後に対する大きな防疫対策の一つであると思つて、従つてこの点について政府の諸官が意を用いられたことを望みます。

第四点といたしましては、麻薬取締

官事務所には何人くらいの職員を配置される予定であるか、また取締上どういふことが特に困難であるかというこを具体的に承りたい。

○高田説明員 麻薬取締職員の定員は全国で三百二十二名になつております。それは現在御承知のように、各府県に麻薬の取締職員を駐在せしめておられますので、各府県にその定員が配置されておるわけでございますが、今回御審議いただいております案にありまして、入プロックに取締官の事務所を設けて、そこで身分上の点につきまして、あるいは取締り、捜査の点につきまして、総合調整をするようにいたしまして、円滑を期したいと考えておる次第でございますが、その取締官事務所に置きます職員につきましては、今申し上げました三百二十二名のうちから若干数をさきまして配置をするわけでございます。従つてそうたくさんの方の人数を置くつもりはございません。

○松本(善)委員 それから今回の改正の要点として、国立健康保険療養所を付屬機關から除いた理由を、簡単にいから承りたいのであります。

○高田説明員 御承知のように国立の健康保険療養所というのは、千葉に一つあつたわけでございますが、これは設立当時結核の療養所等が一般的に少いし、なお結核対策についての一般政策も見ることがなかつたと申しますか、そういう状況にありまして、健康保険に關しまして国立として

こういう施設を設けた次第でございます。その後だんだんと一般の結核対策も進捗して参りますし、それから国立の一般結核療養所等もだんだん状況等が整備されまして、健康保険の分野におきましては病院等も相当整備されて来まして、むしろこれを一つだけ健康保険のため国立として残しておくと意味が、その当時と比べまして非常に薄弱になりましたので、その辺のところを考慮いたしまして、団体の経営に移す、こういうような措置にいたしました方がなお運営が円滑に行くのではないだろうか、かように考えまして、これを削除する上にした次第であります。

○松本(善)委員 これで質疑を終ります。

○江花委員長代理 ほかに質疑がなければこれより討論に入ります。討論の通告がありますからこれを許します。河田賢治君。

○河田委員 厚生省設置法の一部を改正する法律案に、共産党を代表して反対します。厚生省設置法の一部改正は主として検査所とそれから麻薬取締りの問題であります。特に麻薬取締りにおきましては、今度地区の事務所が設置されて、これは現在の定員の範囲内で配分するということになつております。しかし最近の犯罪件数を見ましても、これがますます増大してつとも減少してないのではありません。月

月これは上昇して、昨年だけでも三千六百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十七人、件数においても二千四

百八十五件というふうな相当の数によつておる。この傾向はますます増大するものと思う。しかしながら里に麻薬違反というだけでなく、現在大麻などにつきましても非常に農民の側からこれに対する取締りのやり方に対する不満が出ておる。かつまた現在の取締官自身でも、まるきりアロハ型のあんちやんのような形でやつて来る、しかもこれには小型の武器までも携帯させるというふうにして、日本がかつて軍国主義時代には軍人が一番あれであつたが、今日では警察国家的になつて来ておる。こういうふうな状態で、一つの麻薬を取締るだけでも相当そうした取締官を置いて、そして殺伐なやり方でこれを検査するということが行われておる。この取締官の事務所が設置されることによつて、さらにまた明年は人員も増大される危険もある、従つて私たちはこういうふうな方法に對して賛成するわけには行かぬのでありまして、この点からこの法案に對しては反対するのであります。

○江花委員長代理 松本善壽君。

○松本(善)委員 私は厚生省設置法の一部を改正する法律案に對しましては賛成の意を表します。ただいま共産党の委員からお話がありました。麻薬取締りの件については、ことに農村関係において、あるいはこれに付随するところの隣接町村その他において、麻薬の取締りというのを誤解して考えておられると思うのです。その内容といたしまして、まず武装させた取締官をふやすということが、彼らは反対のようでありますが、これは私どもとしてはまともに受けることはできないのであります。ことに戦争後にお

きまして、麻薬あるいはその他劇薬物の取締りに關しても非常に注意のあるところの考え方、いわゆる用意周到なる考え方をしていなかつた。すなわちわれわれは負けたというこによつて無氣力だということをおりのままに表現しておる。今度われわれが日本再建というのを念頭に置いた場合、そういうものの整理をして、少くともわれわれが文化国民として、これに對する取締りのあり方を、文化固いわゆる先進国に劣らぬような案にするというのがわれわれ國民の責務であると考えるのであります。ことに戦争後において爆発物あるいは麻薬物といふものは非常に危険のうちにとさらされておるのであります。かようなものの取締法あるいは輸入関係における取締り、これに對しては当然われわれ文化国民として取締ることが必然的に起る現象として考えらるべき問題だと思つておるのであります。ことにわれわれがここに賛成せんとするものは次に述べたいと思つておる。そのおもなるものは、その内容を検討いたしますと、通商貿易の伸張に應じて検査事務の迅速な処理をはかるために、検査所の支所及び出張所を設けること、それからたゞいま言つた麻薬等の取締り事務を円滑にするために、全国八箇所に麻薬取締りの事務所を設けることとあります。かようなことは私たちが当然行ふべき問題であつて、今日までなおざりにしていたというところは、われわれは國民の前に相済まぬのでありますから、今おそまきながらもかようなことが一部改正法案として提案になりましたことは、私たちがいたしましては衷心より賛成の意を表する次第でございます。

○江花委員長代理 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○江花委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○江花委員長代理 次に運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。

○青木(正)委員 ちよつと簡単に御尋ねいたします。それは附則の二に「改正後の第十六條の二の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日まで、運輸審議会の指名する委員が主宰することが出来る。」この規定はされておるのでありますが、十六條の二の方にも「但し、事業が特に重要である場合に於いては運輸審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰することを妨げない。」とこの規定してあるものであります。十六條の二の方は特に重要である場合においてそういうことができる、附則の方は特に重要であるとかどうとかいうことなしに、二十七年三月三十一日まで審査委員会が指名する委員で主宰することが出来る、こういう規定が設けてあるのではありませんか、特にこういう附則を設けた事情について御説明いただきました。

○荒木政府委員 御疑問の点は一応そういうふうな考えられるわけでございます。しいて附則の二項のような規定をせよと置くかなくともいいじやないか、こういう御意見もぜひふんあり得ると思うのでございませうけれども、実は公聴会を主宰することはなか

なかつたを要することでございますので、審理官を任命して即日公聴会を主宰せよとすることができませんので、ある程度の訓練期間と申しませうか、仕事にならざる間だけは、事業が重要でなくとも、軽微な事項については、やはり審議会のみならずまたは審査委員の委員がやれるのだという道を開いておくためにつづいたわけでございます。しいてこの規定がなければ、事業が重要であるとかないとかいうことの認定をやりまして適当に運用することにもございませうけれども、先ほど御指摘になりましたように、事業が重要である場合においては、審査委員が審査官にやらせる、十六條を厳密に読みますと、そういうふうになりますので、なれるまでは、軽微な事項でも審査委員の委員でやるという道を開いておいた方が万全である、こういうわけであり

○青木(正)委員 十六條の二の方の、事業が特に重要である場合、これは審査委員会の方でどういふものが重要であるかというのをきめるのだからと思つておる、重要であるかどうかという認定は、どういふ基準によつて認定するか、またどこできめるか、その問題が先ほどお話の附則の方と関連すると思つておる。大体予想されているものとして、特に重要な事業というのと、そうでないのと、どんなふうなお考えのもとに立案されたのでありますか。

○荒木政府委員 個々の事業について審査委員会が認定するわけでございますけれども、たとえて申しますと、特に重要なものとして考えられますのは、御存じのように、今度国内航空事

業が始まる。それについて国内航空事業の免許を受けるというふうなことに、二、三の申請書が来る模様であります。そのうち一つだけを免許するということになりますので、そういう事業は特に重要なものに該当するであろうと思つておる。それから重要であるものの代表的なものとして考えられるものを考えてみますと、たとえば今度新たに駅の小運送業を免許するところにおいて、取扱員トシ教が非常に小さい駅で、競争者がなくて、一駅一店現在あります上に、今度新たに申請せられたものが一つしかないというふうな場合におきましては、それは事業が特に重要なものに該当しない、こういうふうな考えられます。

○青木(正)委員 もう一点承つておきたいのですが、審理官がなれないことでもあるから、当初のうちは、事業の重要でないものも委員でやらせるというお話ですが、審理官は大体現在役所の方の中から相当のエキスパートを任命するのじやないかと思つておる。大体どういふ方を審理官に任命する御予定になつておられますか。

○荒木政府委員 運輸省の職員中から任命いたしますので、相当なエキスパートになるわけでありませうけれども、何と申しましたも公聴会というものがあつた程度活動をやりますので、一応三月三十一日までには委員がやれることになつておられますけれども、来年の三月三十一日を待たないで、相当早く習熟して、一月なり、二月のうちに、この十六條の二の本則にもどれると思つておる。任命しますのは、十級から十二級の程度の優秀者をこれに充てる、こういうふうな考えをしております。

○青木(正)委員 これで終りました。

○松本(善)委員 公聴会の開催状況についての概略をまず御説明願いたいのであります。たゞいま公聴会というお話が出ましたが、たとえ公聴会が慎重を期するために、速記をつけておられる、付議された事案がどういふものがあるか、それから一年間に何回くらい開かれておるか、あるいは利害関係人の申請などによつて、東京以外の地でも開かれることがあつたか、または今後どういふ御方針か、お尋ねしたいのであります。

○荒木政府委員 二十五年年度の諸問件数を申し上げますと、大体三千件近くになるわけでありまして、そのうち公聴会を開催いたしましたのが、海運関係で三十四件、民営鉄道関係十八件、通運事業関係につきましては、いわゆる公聴会でないに聴聞会を開いて、全部聴聞会の形式でやつておるわけでありまして、速記をとつて行きたいと思つてございまして、御存じのように、速記をとりますと非常に金がかかりますので、要領を筆記いたしておるわけでありまして、御存じのように、免許関係の公聴会においては非常に活発な御意見が出まして、業務の免許決定について、いろいろ事実を発見するのに役立つておると思つてございまして、まだ何しる終戦後の新しい試みでございまして、アメリカ等で行われているように、公聴会に対して本人が出ないで、弁護士が出てやつて、そうして公聴会において発言した事実以外に基いて判断をしてはいけないというふうなところまでは、まだわが国では参つておりませんけれども、逐次この公聴会の制度をりつばな慣行にして行きたい、こゝろいふに考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 先ほどお答えのない点があるのですが、たとえば利害関係人から申請でもあつた場合において、東京以外の地でもさういふことが開かれたかどうか、また今後どういふ方針であられるか。

○荒木政府委員 従来の例で申しますと、地方で開催しました場合も多数あるわけでございます。しかし現在におきましては委員がみずから出て公聴会を開いておられますので、旅費その他の制限もございまして、全部地方へ出かける回数が都合通り参つておりません。審理官が開催するということになりますれば、できるだけ東京まで来てもらわないで、地方で開催できるといふふうに進めたいと思つております。

○松本(善)委員 次に運輸審議会が今日まで七人の委員のみによつて事業を審理されて来たようでありまして、まつたく何らの補助機関もなかつたかのように見えるのであります。この点についてはどういふお考えであられるか。

○荒木政府委員 その点は大臣の提案理由の説明のときに、補助機関が全然なかつたと申し上げたのは、少し語弊があるかと思つて、実は調査その他は、各原局、海運でありますれば海運局、自動車関係でありますれば自動車局、地方鉄道軌道の関係でありますれば鉄道監理局というふうになり、各原局が相当精細な資料を整えまして、それを審議会の方に提供して、審議会の質問を受けておる、こゝろいふわけでございます。ところが御存じのように、運輸審議会が運輸大臣に対して答申いたしますについては、その答申書は、非常

に状況判断の根拠等を詳細に書いて、これを発表するといふことが望ましいのでございまして、そゝろいつた事務をやるスタッフは今まで全然なかつた、こゝろいふことでございまして。

○松本(善)委員 それから審理官の員数は何各くらいが予定されておるか、その職員はどのくらい増員されようとしておるか。

○荒木政府委員 予算が十分に参りませぬのでひとまず六人の審理官を置く、こゝろいふことであります。

○松本(善)委員 それから職員はどういふ関係になりますか。

○荒木政府委員 部屋付のいわゆる給仕的な者を入れまして、現在六人おるわけでございますが、ほんとうの事務の方は三人増員になつております。従つて今度の増員は、審理官が六人、事務補佐、書記的な仕事をします者が三人増員になつておるわけでございます。

○松本(善)委員 それから利害関係人が報告書の誤りについて申立てをすることができるとは、報告書の提示を受けた日から十五日以内と制限されておるようでありまして、その場合においては、公聴会の主宰を指名された委員または審理官が、その報告書を作成して審議会に提出するまでは、おおよそどのくらいの日にかかるとおられるか、お伺いしたい。

○荒木政府委員 事案の内容にもよりますけれども、これはできるだけ早く報告書を作成して、利害関係人に提出するといふことにはいたしたいと思つておられます。五日ぐらいを目標にして急がせたい、こゝろいふに考えております。

○松本(善)委員 しかれば、こゝろいつたような利害関係人があるといつた場合、今五日とかいふ話がありまして、はたしてそゝろいつた場合に、十分なる審理がなせるかどうか。今言つたように十五日以内という制限もつておる。かような意味において、たゞいまの五日というところを見比べた場合に、おいて、はたしてよつて来たところの事案が円滑に処理されるかどうか、重ねてお伺いしたい。

○荒木政府委員 運輸審議会の制度はアメリカのI.C.C.制度を焼き直しておるものであります。大分趣はかわつております。I.C.C.の制度は非常にいいといふことであります。ただ一つ欠点は、最後の決定を下すのに、申請書が出てから非常に長くかかるというのが非常に大きな欠点だ、こゝろ言われおるわけでありまして、運輸省では申請書を受理してから最後の決定をするまでの期間を、なるべく短かくして行きたい、こゝろいふに考えておるのであります。従つて重要な事案につきましては、五日間でできないものもあると思つて、なるべく早く結論を出したいといふ建前で行きたいと思つております。

なお十五日と申しますのは、その報告書を申請者に渡しまして、その利害関係人に到達してから十五日以内に申請者の方から異議の申立てをする、こゝろいふことでありますから、その点は役所の審査とは直接関係ございませぬ。十五日以内に異議の申立てがありますと、その異議の申立てを審査して、再び公聴会を開くかどうかということをおきめて、そして公聴会をやるとなれば、もう一べん公聴会をやり直す、こゝろいふことになるわけでありま

す。

○松本(善)委員 もう一つ尋ねたいのであります。こゝろいふような結果に相なりますると、現在までに再度にわたつて審理がなされた事案があつたかどうか。そのようにむずかしい事案が審議会にかけられたかどうかということをお尋ねしたい。

○荒木政府委員 この報告書を書面にしまして利害関係人に出すといふのは、今度新しくこの法律の改正によつてやろうとします制度でございまして、今まではさういふ例はないのでございまして。ただ方法としましては、今まではこれに訴願の道が開かれていたわけでございます。この制度ができてから、こゝろの六月で二年間になりまして、こゝろの訴願は最近一件出ただけでございます。

○松本(善)委員 しかれば、こゝろいふような訴願が、最近ただ一件出たといふような事実がわかつておつて考えた場合、こゝろいふ問題が将来あるであろうことは、ひとまず予想されるのであります。こゝろいふものを設けなければならぬなかつたといふ、根本的な理由を簡単に御尋ねいたします。

○荒木政府委員 この審議会が扱います事案は、御存じのように事業の免許、不免許でございまして、申請者自身に對しましてはもちろんなこと、一般公衆にも非常に影響するところが多々ございまして、なるべくその審理の経過を公表いたしまして、いわゆるガラス張りの中で審理を進める。そして免許する、免許しないという理由を明らかにいたしました。一般の人に十分納得してもらう。いわゆる行政の民主化といひますか、こゝろいふことをやるこ

とが、この運輸審議会制度を設けた趣旨でございまして、その趣旨が、今までは必ずしも十分に行つておりませんので、さらにその趣旨を一層進めて行くというために、この制度を設ける必要がある、こういうふうに考へるわけでありませう。

○松本(警)委員 以上で終ります。

○河田委員 今度の改正の鉄道公安職員の問題であります。現在鉄道公安職員は大体何名ぐらいおりました、そしてこの職員の履歴ですが、従来の鉄道職員から上つて来た者、あるいは他から、たとえば警察とかいうようなところから上つて来た者の、大体の大きなパーセンテージがおわかりになりましたら、お知らせ願いたいと思ひます。

○荒木政府委員 ちようど正確な数字を持つて来ておりませんが、専門の公安職員は大体三千をちよつとオーバーしておると思ひます。その他普通の駅長その他で公安職員を兼務しておるものが、五千ぐらいおるかと思ひます。これは全部鉄道職員の中から訓練をして採用しますので、外部から、警察官の経験のある者をとるとのことではございませんで、現在鉄道の事務に従事しておる者の中から選ぶ、こういうことになつております。

○江花委員代理 御質疑がなければこれより討論に入りますが、討論はいかがいたしましたしやうか。

○江花委員代理 御質疑がなければこれを省略いたし、これよりただちに採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○江花委員代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたします。本日議決いたしました両案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○江花委員代理 御異議なければさう決定いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

〔参照〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)に関する報告書
運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕